

協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる。例えば、喫煙可能区域において、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置を行うこと。

(9) 次のいずれにも該当すること。

ア 「A101」療養病棟入院基本料又は「A308-3」地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない保険医療機関であること。ただし、急性期総合体制加算5においては、平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている場合及び別紙4に掲げる地域に所在する保険医療機関であって、当該所属二次医療圏に所在する保険医療機関のうち、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が最大である医療機関（以下「地域最多救急病院」という）である場合には、当該基準は適用しない。

イ 「A304」地域包括医療病棟入院料の届出を行っていない保険医療機関であること。

ウ 当該保険医療機関と同一建物内に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院を設置していないこと。ただし、平成30年3月31日時点で総合入院体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、当該施設（介護医療院を除く。）を設置している保険医療機関については、当該時点で設置している当該施設（介護医療院を除く。）を維持することができる。

(10) 急性期総合体制加算を算定するものであって、急性期病院一般入院基本料を算定するものとして届け出た病床に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて継続的に測定し、その結果、当該加算を算定するものとして届け出た病床に入院している患者全体（延べ患者数）に占める重症度、医療・看護必要度における別表1に示す特に高い基準（以下「基準①」という。）を満たす患者（別添6の別紙7による評価の結果、別表1のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、別添2の第2の4の2の（3）に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準①割合指数」という。）が、別表2の基準以上であること。また、延べ患者数に占める重症度、医療・看護必要度における別表3に示す一定程度高い基準（以下「基準②」という。）を満たす患者（別添6の別紙7による評価の結果、別表3のいずれかに該当する患者をいう。）の割合に、別添2の第2の4の2の（3）に規定する救急患者応需係数を加えた、基準患者割合に係る指数（以下「基準②割合指数」という。）が、別表4の基準以上であること。ただし、以下に掲げる患者は測定対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。評価にあたっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のⅠ又はⅡのいずれかを選択し届け出た上で評価すること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いた評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出る他、評価方法の変更のみを届け出る場合、変更の届出は、新たな評価方法を適用する月の10日までに届け出ること。なお、評価方法の変更のみを行う場合について、新たな評価方法の適用を開始するのは毎年4月及び10月とする。

ア 産科患者

イ 15歳未満の小児患者

ウ 結核患者（次のいずれかに該当する場合に限る）

- (イ) 別添 2 の第 2 の 4 の 2 (7) において一般病棟と結核病棟の両病棟全体で評価を行う場合
- (ロ) 「結核患者収容モデル事業の実施について」(平成 4 年 12 月 10 日健医発 1415 号)の別添「結核患者収容モデル事業実施要領」に規定する「結核患者収容モデル事業」を行う一般病床又は精神病床に入院する場合
- (ハ) 医療法施行規則第 10 条第 5 号により感染症病床に入院する場合

別表 1

A 得点が 3 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

別表 2

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準 ①割合指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準 ①割合指数
急性期総合体制加算 1	3 割 3 分	3 割 2 分
急性期総合体制加算 2	3 割 2 分	3 割 1 分
急性期総合体制加算 3	3 割	2 割 9 分
急性期総合体制加算 4	2 割 9 分	2 割 8 分
急性期総合体制加算 5	2 割 8 分	2 割 7 分

別表 3

A 得点が 2 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

別表 4

	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準 ②割合指数	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準 ②割合指数
急性期総合体制加算 1	4 割	3 割 9 分
急性期総合体制加算 2	3 割 9 分	3 割 8 分
急性期総合体制加算 3	3 割 7 分	3 割 6 分
急性期総合体制加算 4	3 割 6 分	3 割 5 分
急性期総合体制加算 5	3 割 5 分	3 割 4 分

- (11) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入は、院内研修を受けたものを行うものであること。ただし、別添 6 の別紙 7 の別表 1 に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A・C 項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。実際に、患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で確認を行うこと。
- (12) 特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がないこと。ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前から、特定の保険薬局と不動産の賃貸借取引関係にある場合は、当該特別の関